私は、市立病院における看護師の働き方について、以下質問いたします。新型コロナウイルスの感染拡大は、第 5 波はピークアウトしたものの、まだまだ予断を許しません。本市ではダイヤモンド・プリンセス号のコロナ感染者の受け入れから 1 年 6 か月以上となりますが、この間市立 3 病院は公立病院として感染者の受け入れに力を尽くしてきました。コロナ病床では通常の 3 倍のスタッフが必要といわれており、恒常的な人手不足が課題ななか、とりわけ、現場の医療スタッフに積み重なる負担増が懸念されるところです。

質問①

まず、給与費についてです。2020 年度決算では、予算額 165 億 6,836 万 4,000 円に対し、決算額は 159 億 4,143 万 4,452 円となっており、6 億 2,692 万円の不用額が出ています。この理由について、伺います。

答弁①

給与費の不用額についての御質問でございますが、入院患者の減少等により、正規職員の時間外勤務手当において2億1,585万円余、会計年度任用職員の任用者数が見込みを下回ったこと等により、給料において1億586万円余、手当において6,808万円余の不用額が生じたものでございます。
また、正規職員及び会計年度任用職員の給料、手当の減少等により法定福利費も1億3,597万円余の不用額が生じております。以上でございます。

質問②

不用額が出た原因は、正規職員の時間外手当の減、会計年度任用職員の任用が予定よりも少なかったことなどによるとのことです。会計年度任用職員は 2020 年度からの導入ですが、直近 2 年間の看護職員数を、正規職員と会計年度任用職員とで伺います。また、会計年度任用職員にはさまざまな勤務体系があるようですが、詳細を伺います。

答弁②

看護職員数等についての御質問でございますが、令和2年4月1日時点の看護職員のうち、正規職員は970名、会計年度任用職員は110名、令和3年4月1日時点の看護職員のうち、正規職員は984名、会計年度任用職員は122名でございます。また、会計年度任用職員の看護職員の勤務形態につきましては、正規職員と同等の勤務時間数であるフルタイム及びそれ未満の勤務時間数であるパートタイム・を基本に、 2交代制勤務や3交代制勤務の他、病院現場のニーズに合わせて、様々な勤務時間数や時間帯の選択が可能となって

おります。以上でございます。

質問③
2020 年と 2021 年の比較では、正規職員、会計年度任用職員ともに増加し、合わせて 26 人増えていますが､会計年度任用職員の比率は 10.2%から 11.0%へと、0.8 ポイント高くなりました。正規職員と会計年度任用職員では、給与体系にどのような違いがあるか、具体的な事例で伺います。

答弁③
　看護職員の給与体系についての御質問でございますが、正規職員と会計年度任用職員の給与体系の違いにつきましては、それぞれ規程による給料表等に基づき給与を支給しておりますが、会計年度任用職員につきましては、国のガイドライン等に基づき、昇給に上限を設けているほか、正規職員において支給対象となる扶養手当、住居手当、勤勉手当を支給対象外としております。具体的'な事例といたしましては、看護師養成所卒業後5年目の看護師について、扶養手当や住居手当、時間外勤務手当等を除きますと、日勤のみの勤務の場合、月額では同額となり、年額では正規職員は413万円余となり、勤勉手当が支給される分、正規職員の方が約46万円多くなります。
以上でございます。

質問④
　正規職員と会計年度任用職員の給与は日勤のみの場合では、月額では変わらなくても、年額になると 46 万円以上の差が出ます。さらに、会計年度任用職員には昇給限度があり、勤勉手当、扶養手当、住居手当がありません。同じ職場で継続して働いてもらい、安定的に看護師を確保するには、正規職員を増やすべきです。伺います。

答弁④
　正規職員の増員についての御質問でございますが、これまでも、 7対1看護配置基準の導入や井田病院の再編整備等に伴い、必要な正規職員を確保するため、職員定数条例を改正し、職員の増員を図ってきたところでございます。
今後も、質の高い看護サービスを安定的に提供するため、必要に応じて正規職員の増員を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

質問⑤

看護体制でとりわけ課題なのが夜勤スタッフの確保です。市立病院の常勤看護職984名中、男性は63名で、圧倒的に女性が多く、育児や介護など、さまざまな事情で夜勤ができない方もいます。派遣人材で夜勤を回している民間病院もあるようですが、市立病院では夜勤スタッフをどのように確保しているのか、伺います。また、来春には市立看護短大が4年制に移行しますが、市立病院における将来的な看護職員の確保について、どのように取り組むのか、伺います。

答弁⑤

看護職員の確保についての御質問でございますが、はじめに、夜勤に従事する職員の確保につきましては困難な状況が続いておりますが、近年、部分休業や育児短時間勤務など育児支援制度の充実等により、職員の育児しやすい環境劃蒲が進んでいる一方、夜勤に従事できない職員の増加による、他の職員の夜勤負担の増加などが課題となっております。そうした中、川崎・井田両病院におきましては、夜勤が可能な会計年度任用職員を常時募集するとともに、人材紹介事業者の活用により夜勤に専従できる会計年度任用職員を任用するなど、対応を図っているところでございます。次に、看護職員の確保につきましては、とれまでも学校訪問や就職説明会への参加のほか、病院実習の積極的な受入や病院見学会の開催、インターンシップの実施などに取組んできたところでございます。今後につきましても、従来の取組に加え、オンラインでの見学会や説明会の実施、動画の活用による広報などの効果的な手法により、必要な人材を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

ご答弁ありがとうございました。最後に意見要望です。市立病院は公立病院であり、地域医療、とりわけ新型コロナウイルスのような新興感染症への十分な医療体制を整え、率先して市民の命を守るべき立場にあります。そのためには危機事象にも耐えうるだけの看護人材の確保が必須です。来春開学の市立看護大学卒業生の地域での就職先としても選ばれる病院となるべく、給与待遇、職場環境などの改善を求め、質問を終わります。